

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人なら建築住宅センター（以下「センター」という。）の定款第56条第2項の規定に基づき、センターが行う事業において取得する個人情報の適正な取扱いを定め、もって事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、センターが行う建築確認及び検査業務、住宅性能評価業務、住宅瑕疵担保責任保険等業務、適合証明業務、長期優良住宅審査業務、建築物等の定期報告業務及び定期報告の関係機関並びに関係団体との連携業務、住宅の出来高査定業務、建築物の耐震性能に関する調査及び評価・判定業務、建築物等の安全・安心の確保のための情報提供及び相談対応業務、省エネルギー関連業務、その他の業務に関して取得する個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動について適用する。

ただし、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構、住宅保証機構株式会社、株式会社日本住宅保証検査機構等からの受託業務であって、その受託先より個人情報の取り扱いに関し、別途取り決め・指示等がある場合は、その取り決め・指示等によるものとする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

特定の個人情報を一定の規則（例えば50音順、年月日順等）に従って整理・分類することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。紙媒体、電子媒体の如何を問わない。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

センターが開示、訂正、追加、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存在が明らかとなることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及びおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(5) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(6) 役職員等

センターの指揮命令を受けて当センターの業務に従事する者をいい、センターに所属するすべての理事、監事、評議員、評議員選定委員会委員、顧問及び職員をいう。  
職員には、正規職員の他、嘱託職員、契約職員、パート職員及びアルバイト職員を含む。

(センターの責務)

第4条 センターは、個人情報保護法及び同法第7条に規定する個人情報の保護に関する基本方針の定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(利用目的の特定)

- 第5条 センターは、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。
- 2 センターは、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
  - 3 センターは、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(利用目的以外の利用の制限)

- 第6条 センターは、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 センターは、合併その他の事由により他の法人等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
    - (1) 法令に基づく場合
    - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - 4 センターは、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

(取得の制限)

- 第7条 センターは、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。
- 2 センターは、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
  - 3 センターは、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
    - (1) 本人の同意があるとき
    - (2) 法令等の規定に基づくとき
    - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき
    - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき
    - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的が達成し得ないと認められるとき
  - 4 センターは、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第8条 センターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 センターは、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人

の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合には、この限りではない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人データの適正管理)

第9条 センターは、利用目的の達成に必要な範囲で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 センターは、個人データの漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
- 3 センターは、個人データの安全管理のため個人情報を取り扱う役職員等に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 センターは、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実かつ速やかに削除するものとする。
- 5 センターは、個人情報の取扱いの全部又は一部をセンター以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにして、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人データの第三者提供)

第10条 センターは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) センターが利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 センターは、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(保有個人データの開示等)

第11条 センターは、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) センターの事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申し出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示することができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行う。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

- 第 12 条 センターは、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく調査を行い、その結果を申し出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- 2 センターは、前項の通知を受けた者から、再度申し出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

(個人情報保護管理者)

- 第 13 条 センターは、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、センターにおける個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、総務部長とする。
- 3 総務部長は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員等に対する教育・訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 総務部長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 総務部長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各職務を分掌する職員等に委任することができる。

(苦情対応)

- 第 14 条 センターは、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
- 2 苦情対応の責任者は、総務部長とする。
- 3 総務部長は、苦情対応の業務を職員等に委任することができる。その場合はあらかじめ職員等を指定しその業務の内容を明確にしておくものとする。

(役職員等の義務)

- 第 15 条 センターの役職員等又は役職員等であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した役職員等は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(改廃)

- 第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。ただし、改正の内容が軽微な場合又はその改正が緊急を要する場合で、かつ、理事会の招集等の手続きを踏みがたい場合については、この限りでない。

(補則)

- 第 17 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、一般財団法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

